

## 下妻市内の自主防災組織に対する補助金交付について

※下線部が令和4年度に新たに加わった補助事業

補助対象事業		補助対象事業者	補助対象事業経費	補助額
自主防災 組織活動 事業	1 自主 防災組 織結成 事業	市内に存する自 主防災組織	説明会の開催、普及啓発資料の 作成、先進地調査、防災カルテ・ 防災マップの作成その他新たな自 主防災組織の結成に必要な事業に 要する経費	1 組織当たり 3 万円
	2 資機 材等整 備事業	市内に存する自 主防災組織	メガホン、消火器、救助用工 具、担架、避難誘導旗、腕章、強 力ライト、非常持出袋その他自主 防災組織の整備に必要な資機材及 び備蓄食糧の購入に要する経費	1 組織当たりの補助 対象経費の 2 分の 1 以 内の額（限度額 1 0 万 円）
	3 資機 材等維 持事業	市内に存する自 主防災組織	ホース格納箱、消防用ホース、 筒先、マンホール開閉器及び消火 栓開閉器の維持（更新、修繕等を いう。）に要する経費	1 組織当たりの補助 対象経費の 2 分の 1 以 内の額（限度額 1 0 万 円）
	<u>4 防災 活動事 業</u>	<u>市内に存する自 主防災組織</u>	<u>防災訓練、防災講話の実施に要 する経費（ただし防災啓発物品以 外の食料・飲料品費は除く）</u>	<u>1 組織当たりの補助 対象経費の 2 分の 1 以 内の額（限度額：参加 者 2 0 名以上 3 万円、 参加者 2 0 名未満 2 万 円）</u>

(注)

- 各事業において行う 1 組織当たりの補助は、1 回に限るものとする。ただし、資機材等維持事業については、この限りでない。また、防災活動事業については、各自主防災組織につき 1 年度に 1 回とし、県に申請した補助事業は含めない。
- 資機材等整備事業、資機材等維持事業、又は防災活動事業において算出された補助額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、その端数は切り捨てるものとする。